

Q.身寄りのない方の入院・介護と身元保証について、教えてください。

A.次のとおり回答します。

1. テーマと背景

身寄りのない方の入院・介護と身元保証

— 山形県内の実務を踏まえて —

- 高齢単身世帯・身寄りなしの増加
 - 医療・介護現場で頻発する「保証人問題」
-

2. よくある誤解

Q:身元保証人がいないと入院・施設入所はできない？

→ 答え:NO(法律上は必須ではない)

- 身元保証人を義務付ける法律はない
 - 「いないことのみ」を理由とした拒否は不可
-

3. それでも現場で求められる理由

医療機関・施設側の不安

- 緊急時の連絡先がない
- 判断能力低下時の相談相手不在
- 費用未払いリスク
- 退院・退所時の調整
- 死亡時の事務対応

⇒ 実務上のリスク管理として保証人を求めている

4. 山形県内の実務感覚(共通)

- 病院・施設ごとに運用差が大きい ※参考:山形県立4病院(中央、新庄、河北、こころの医療センター)では、令和7年1月から入院時連帯保証人制度を導入し、保証会社が保証代行する仕組みで、患者側は身元保証人(連帯保証人)を立てなくてよい取扱い(令和6年12月24日山形県立病院事務局県立病院課プレスリリース)
 - 「保証人がいない=即 NG」ではない
 - 代替手段の提示があれば受け入れ可のケースが多い
-

5. 図解① | 入院・入所時の判断フロー(身元保証人がいない場合)

【入院・入所が必要】



【身元保証人はいる?】 ———はい————→ 通常手続き



いいえ

- ↓
- 【代替手段の提示】
- ・身元保証サービス
 - ・任意後見契約
 - ・成年後見制度
 - ・自治体・包括支援

- ↓
- 【医療機関・施設と協議】
- ↓
- 【受け入れ可否判断】
-

6. 保証人がいない場合の主な代替手段

① 民間の身元保証サービス

- ・ 入院・入所時の保証
- ・ 連絡先対応
- ・ 死亡後事務
- ・ 費用: 数十万円~(内容により差)

※ 契約内容・倒産リスクの確認が重要

6. ② 任意後見契約(元気なうち)

- ・ 判断能力低下前に契約
- ・ 将来の支援体制を事前に設計
- ・ 医療・介護・財産管理の窓口を明確化

→ 山形県内でも公証役場+専門職連携が増加

7. ③ 成年後見制度(判断能力低下後)

- 家庭裁判所が後見人を選任
- 契約・支払い・手続き面を支援

※ 医療行為への同意権は原則なし

8. ④ 自治体・地域包括支援センター

- 身寄りなし・低所得・高齢者の場合
- ケース会議で支援体制を構築

【山形県内】

- 市町村ごとの運用差あり
 - 早期相談が鍵
-

9. 図解② | 支援制度の比較(山形県実務向け)

手段	使うタイミング	主な役割	実務上の注意点
身元保証サービス	入院・入所時	連絡先・支払い・死亡後事務	契約内容と費用差が大きい
任意後見契約	元気なうち	将来の意思決定支援	公証役場手続きが必要
成年後見制度	判断能力低下後	契約・財産管理	医療同意は不可

手段	使うタイミング	主な役割	実務上の注意点
自治体・包括支援	常時	支援調整	市町村で運用差あり

10. 山形県内でよくある組み合わせ例

- 身元保証サービス + 任意後見
- 成年後見 + 施設との個別協議
- 地域包括支援センター主導の支援体制

→ 単独ではなく“組み合わせ”が現実的

10. ポイント

- 身元保証人は法律上必須ではない
 - 重要なのは「誰が・どう関わるか」
 - 元気なうちの準備が選択肢を広げる
-

11. 終活支援・FP の役割

- 制度・サービスの整理役
 - 医療・介護・法務との橋渡し
 - 本人の意思を“見える形”にする支援
-

12. 図解③ | 元気なうちの準備が生む安心

【元気な今】



- ・任意後見契約
- ・見守り契約
- ・意思の整理



【判断能力低下】



- ・後見人・支援者が対応



【入院・介護・看取り】



- ・本人の意思が尊重される
-

13. まとめ(メッセージ)

身寄りがなくても、支援の道はある
準備と情報が「安心」をつくる
